

おおむた暮らしお試し住宅に係る実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大牟田市（以下「市」という。）への移住定住の促進を図るために、移住を検討している者へ、市の風土や日常生活を一定期間体験できる住宅（以下「住宅」という。）が利用できる、おおむた暮らしお試し住宅事業（以下「お試し住宅事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 お試し住宅事業の実施主体は、おおむた移住定住サポート会議（以下「サポート会議」という。）とする。

(対象者)

第3条 お試し住宅事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市以外に住所を有する次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 直近3年以内で市内に居住していない者
- (2) 市への移住を検討している者及びその家族（未成年者のみの利用を除く。）で、女性が含まれていること
- (3) 第9条各号に掲げる事項を遵守することができる者

(住宅の名称等)

第4条 住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	建年月（築年数）	構造	床面積
おおむた暮らし お試し住宅	大牟田市大 字草木 677-3	1975年（42年）	木造平屋	99.72 m ²

(利用の申請、決定等)

第5条 住宅を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、初回利用の場合は、利用する日の30日前から7日前までにおおむた暮らしお試し住宅事業利用申請書（様式第1号）に、運転免許証又は健康保険証等の本人確認書類若しくは住民票の写しを添えて、郵送又はメール、若しくはFAXによりサポート会議に提出しなければならない。

- 2 サポート会議は、前項の申請書（様式第1号）の提出があったときは、その内容を審査し適正と認めたときは、おおむた暮らしお試し住宅事業利用決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 前項において、利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用した後、再度、住宅を利用しようとする場合は、前回の利用終了日後30日を経過した日以降の利用とする。
- 4 住宅の利用は、同一の利用者について、2回を限度とする。

(契約)

第6条 サポート会議は、前条第2項の規定によりお試し住宅事業の利用を決定したときは、おおむね暮らしお試し住宅に係る契約書(様式第3号。以下「契約書」という。)により利用者と締結し、住宅を利用させるものとする。
(利用期間等)

第7条 住宅の利用期間は、3日以上14日以内で契約書において定める期間とする。

2 前項の利用期間を定める場合において、利用期間の始期及び終期が大牟田市の休日を定める条例(平成元年条例第11号)第1条第1項に規定する日に当たる場合は、その日を利用期間の始期及び終期としないものとする。

(利用料)

第8条 住宅の利用に係る住宅借上料及び光熱水費(電気料金、ガス料金及び上下水道料金をいう。)は無料とする。ただし、お試し住宅事業に係る飲食費及び消耗品並びに住宅に備付けの器具以外の器具に要する費用は利用者の負担とする。

(遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)に使用させないこと、又は自らが暴力団員として使用しないこと。

(2) 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。

(3) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。

(4) 清潔に保つこと。

(5) ごみを適切に処理すること。

(6) 住宅に新たに設備を設置しないこと。

(7) 住宅の増築若しくは改築又は模様替えをしないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、住宅を適切に管理し、及び住環境を整備すること。

(禁止行為)

第10条 利用者は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 寄付の募集その他これに類する行為

(2) 営利又は非営利の事業又は営業

(3) 興行、展示会その他これらに類する催し

(4) 文書、図画その他の物の掲示又は配布

(5) 政治活動又は宗教活動

- (6) 室内喫煙
- (7) 動物の飼育
- (8) 鍵の複製
- (9) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (10) 利用者以外の者を滞在させる行為
- (11) 前各号に掲げるもののほか、住宅の使用にふさわしくない行為
(利用決定の取消)

第11条 サポート会議は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の利用決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定による対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第9条及び前条の規定に違反したとき。
- (3) 第14条に規定する損害を賠償しないとき。
- (4) この要綱又はこの要綱の規定に基づくサポート会議の指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用の決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(明渡し)

第12条 利用者は、利用期間が満了したとき又は利用の決定を取り消されたときは、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該利用者は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、当該住宅を原状に回復しなければならない。

(立入り)

第13条 サポート会議は、住宅の管理上必要があると認めるときは、当該住宅に立ち入ることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立ち入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、住宅を汚損し、損傷し又は滅失したときは、直ちにその旨をサポート会議に報告し、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第15条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅で発生した事故に対しては、サポート会議は、その賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、サポート会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。